

【保護命令申立書のひな形，再度】

印紙貼付欄 1000円	受付印	収入印紙 円	確認印
		予納郵券 円	
	備考欄		

配偶者暴力等に関する再度の保護命令申立書

千葉地方裁判所 □民事第4部保全係 □_____支部 御中

平成 年 月 日

申立人 _____ 印

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

(ただし□については□内にレを付したのもの)

別紙申立ての趣旨記載の裁判並びに手続費用負担の裁判を求める。

なお，申立人は，相手方と

- 生活の本拠を共にする（同居） □ ただし，一時避難中）
 □ 生活の本拠が異なる（別居） _____ ものです。

申立ての理由

別紙申立ての理由記載のとおり

添付書類（□ 内にレを付したのもの。）

- 申立書副本 1通
- 戸籍謄本 □ 住民票の写し
 * 戸籍謄本及び住民票の写しは原本提出
- 甲号証写し 各2通
- 写真 (甲第 号証) □ 診断書 (甲第 号証)
 □ 陳述書 (甲第 号証) □ (甲第 号証)
 □ 保護命令決定謄本 (甲第 号証) □ (甲第 号証)
 □ 前回の保護命令申立書の写し (甲第 号証)
 □ 子（子が15歳以上の場合）・親族等の同意書 (甲第 号証)

申立ての趣旨

(ただし□については□内にレを付したものを)

□【退去命令】

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して2か月間、別紙住居目録記載の住居から退去せよ。

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して2か月間、前記記載の住居の付近をはいかいしてはならない。

□【接近禁止命令】

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、別紙当事者目録記載の申立人の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において申立人の身辺につきまとい、又は申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を、はいかいしてはならない。

□【子への接近禁止命令】

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、下記子（ら）の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において同人（ら）の身辺につきまとい、又は同人（ら）の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

□【親族等への接近禁止命令】

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、下記親族等の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において同人（ら）の身辺につきまとい、又は同人（ら）の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

記

[子への接近禁止を求める場合の子の表示]

※申立人と同居している未成年の子に限る。

- (1) 氏名 (平成年月日生)
(満歳か月)
- (2) 氏名 (平成年月日生)
(満歳か月)
- (3) 氏名 (平成年月日生)
(満歳か月)

[親族等への接近禁止を求める場合の親族等の表示]

※申立人と同居していない未成年の子や、成人の子は、親族等に入る。

- (1) 住所 (住所が知れていないときは、勤務先・学校等の所在地・名称)

氏名 (昭和・平成年月日生)
(申立人との関係：)

- (2) 住所 (住所が知れていないときは、勤務先・学校等の所在地・名称)

氏名 (昭和・平成年月日生)
(申立人との関係：)

□ **〔電話等禁止命令〕** ※これらのうち一部の行為だけ選択することはできない。

相手方は、申立人に対し、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、次の各行為をしてはならない。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又は性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

申立ての理由

(ただし□については□内にレを付したもの)

1 申立人と相手方との関係は、次のとおり。

(1) [申立人と相手方との関係が婚姻関係(事実婚を含む。)の場合]

- 申立人と相手方は、平成 年 月 日婚姻届を提出した夫婦です。
- 申立人は相手方とは婚姻届を提出していませんが、平成 年 月 日から夫婦として生活しています。
- 事実婚とは認められないとしても、(2)のとおり之交際関係です。
- 申立人は平成 年 月 日相手方と離婚しました。

(2) [申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合]

- 申立人と相手方は、平成 年 月 日から交際関係にあります。
- 申立人と相手方は、平成 年 月 日に交際関係を解消しました。
- 相手方と共にする(共にしていた)生活の本拠は、次の場所です。

申立人と相手方の共同生活は、婚姻関係における共同生活に類似するもので、その事情は次のとおり。

(3) 同居を開始した日：平成 年 月 日

(4) 申立人と相手方は、現在、同居(生活の本拠を共に)しています。

ただし、平成 年 月 日から一時的に避難しています。

平成 年 月 日から別居(生活の本拠を別に)しています。

2 既に発せられた保護命令に係る保護命令事件の表示は、次のとおり。

発令裁判所 地方裁判所 支部
事件番号 平成 年(配子)第 号
保護命令が効力を生じた日 平成 年 月 日

3 相手方から今までに受けた暴力又は生命・身体に対する脅迫は(2)ないし()のとおり。

* 前回の申立ての際に記載したのと同じ暴力等であっても記載すること。

(1) (2)以下の事実につき、後記9の相談機関に相談しましたか。

はい いいえ (相談していない場合は、この点を記載した宣誓供述書を甲号証として添付してください。)

(2)ア 平成 年 月 日 午 時 ころ

イ 場所は、 現住居で

(上記以外の)

で

ウ 暴力・脅迫の内容は、

です。

エ ウの暴力・脅迫により

という被害（怪我）を受けました。

オ 医師の治療（入通院先：

）を受けました。

（治療日数・全治）

です。

受傷等についての証拠は、診断書 写真

（甲第 号証）です。

() ア 平成 年 月 日 午 時 ころ

イ 場所は、 現住居で

（上記以外の）

で

ウ 暴力・脅迫の内容は、

です。

エ ウの暴力・脅迫により

という被害（怪我）を受けました。

オ 医師の治療（入通院先：

）を受けました。

（治療日数・全治）

です。

受傷等についての証拠は、診断書 写真

（甲第 号証）です。

() ア 平成 年 月 日 午 時 ころ

イ 場所は、 現住居で

（上記以外の）

で

ウ 暴力・脅迫の内容は、

です。

エ ウの暴力・脅迫により

という被害（怪我）を受けました。

オ 医師の治療（入通院先：

）を受けました。

（治療日数・全治）

です。

受傷等についての証拠は、診断書 写真

（甲第 号証）です。

(注：暴力等につき欄が不足する場合には、このページをコピーして使用してください。)

() ア 平成 年 月 日 午 時 ころ
イ 場所は、 現住居で
 (上記以外の) で
ウ 暴力・脅迫の内容は、

です。
エ ウの暴力・脅迫により
という被害(怪我)を受けました。
オ 医師の治療(入通院先：
(治療日数・全治))を受けました。
です。
 受傷等についての証拠は、 診断書 写真
(甲第 号証)です。

() ア 平成 年 月 日 午 時 ころ
イ 場所は、 現住居で
 (上記以外の) で
ウ 暴力・脅迫の内容は、

です。
エ ウの暴力・脅迫により
という被害(怪我)を受けました。
オ 医師の治療(入通院先：
(治療日数・全治))を受けました。
です。
 受傷等についての証拠は、 診断書 写真
(甲第 号証)です。

() ア 平成 年 月 日 午 時 ころ
イ 場所は、 現住居で
 (上記以外の) で
ウ 暴力・脅迫の内容は、

です。
エ ウの暴力・脅迫により
という被害(怪我)を受けました。
オ 医師の治療(入通院先：
(治療日数・全治))を受けました。
です。
 受傷等についての証拠は、 診断書 写真
(甲第 号証)です。

4 申立人が今後、相手方から暴力を振るわれて申立人の生命、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと思う理由は、次のとおり。

(離婚又は内縁又は交際関係解消後の場合)

申立人が相手方との関係解消後引き続いて、相手方から身体的暴力を受けるおそれ大きいと思う理由は、次のとおり。

上記の事情につき、後記9の相談機関に相談しましたか。

はい いいえ (相談していない場合は、この点を記載した宣誓供述書を甲号証として添付してください。)

5 申立人が、前回の退去命令期間中に転居を完了することができなかつた等、再度の退去命令を必要とする事情は、次のとおり。

上記の事情につき、後記9の相談機関に相談しましたか。

はい いいえ (相談していない場合は、この点を記載した宣誓供述書を甲号証として添付してください。)

6 申立人は、再度、相手方に対し、申立ての趣旨記載の申立人と同居している子への接近禁止命令を求めます。

(1) 申立人がその子に関して相手方と面会を余儀なくされると考えている事情は、次のとおり。(相手方が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情)

(2) (1)の事情につき、後記9の相談機関に相談しましたか。

はい いいえ (相談していない場合は、この点を記載した宣誓供述書を甲号証として添付してください。)

7 申立人は、再度、相手方に対し、申立ての趣旨記載の申立人と社会生活上密接な関係がある親族等への接近禁止命令を求めます。

(1) 氏名

申立人との関係：

申立人が同人に関して相手方と面会を余儀なくされると考える事情

(相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情)

(2) 氏名

申立人との関係：

申立人が同人に関して相手方と面会を余儀なくされると考える事情

(相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情)

(3) 上記(1)及び(2)の事情につき、後記7の相談機関に相談しましたか。

はい いいえ (相談していない場合は、この点を記載した宣誓供述書を甲号証として添付してください。)

8 申立人が、再度、相手方に対し電話等禁止命令を求める事情は、次のとおり。

9 再度の申立てにあたり、配偶者暴力相談支援センター又は警察への相談等を求めた事実は、次のとおり。

※ 申立ての理由の3ないし7に記載した事情を相談した相談機関を記載する。

(1)ア 平成 年 月 日 午 時 ころ

イ 相談機関 千葉県女性サポートセンター 千葉県男女共同参画センター

健康福祉センター 警察署

- 市配偶者暴力相談支援センター
- ウ 相談内容 相手方から受けた暴力，生命・身体に対する脅迫
- 今後，暴力を受けるおそれがあること
- 子への接近禁止命令を求める事情
- 親族等への接近禁止命令を求める事情
-
- エ 措置の内容 一時保護
- 保護命令制度についての情報提供
- を受けました。

(2)ア 平成 年 月 日 午 時 ころ

- イ 相談機関 千葉県女性サポートセンター 千葉県男女共同参画センター
- 健康福祉センター 警察署
- 市配偶者暴力相談支援センター
- ウ 相談内容 相手方から受けた暴力，生命・身体に対する脅迫
- 今後，暴力を受けるおそれがあること
- 子への接近禁止命令を求める事情
- 親族等への接近禁止命令を求める事情
-
- エ 措置の内容 一時保護
- 保護命令制度についての情報提供
- を受けました。

当事者目録

(郵便番号) -----

(住所) -----

申立人 -----

(郵便番号) -----

(住所) -----

相手方 -----

T E L ()

携帯電話 ()

※ 電話番号は必ず記載すること。

住 居 目 録

※ 2頁の「申立ての趣旨」で〔退去命令〕にレ点をした場合にのみ、相手方に退去を求める住所を記載する。